

## 大都市圏政策に対する地方公共団体からの主な意見

### 【これまでの制度の評価】

- 大都市圏制度は、既成市街地への集中抑制、一極集中に伴う様々な弊害の緩和に有効に機能してきた。
- 大都市圏制度は、政策区域などにより、既成市街地の過密解消や業務核都市を中心とした周辺地域の発展等に一定の役割を果たしてきている。
- 政策区域制度は、既成都市区域に比べて近郊整備区域・都市開発区域の人口増加が進み、近郊整備区域・都市開発区域のインフラ整備、工場集積も進展しており、一定の法目的は達した。
- 大都市圏制度は、首都圏、近畿圏に比較して整備の遅れていた中部圏の社会資本整備に一定の成果を上げ、我が国を支えるものづくりの拠点として、中部圏の今日の形成に大きな役割を果たしてきた。

### 【緑地の保全について】

- 広域緑地の保全制度は良好な都市環境を形成するために必要。近郊緑地保全制度は首都圏の緑地保全において大きな役割を果たしており、大都市圏制度見直しの中でも、制度の維持又は代替となる制度の創設が必要。
- 近郊緑地保全制度は、地球環境やヒートアイランド現象といった新たな時代の要請がある中で、制度の存続、基準等の整備が必要。

### 【今後の大都市圏制度のあり方】

- 首都圏整備計画については、首都圏は日本、世界をリードするという一方で、首都圏整備のためのビジョン、計画は必要であり、核となる都市間の機能の役割分担、産業集積における分散配置、都市の均衡ある発展、分散型ネットワークの構築といったものを具体的に描いていく必要がある。
- 近畿圏の相対的な地位が低下しており、近畿圏を含めた大都市圏の役割や、大都市圏特有の課題を意義づけした上で、現行制度については抜本的な見直しが必要。
- 近畿各府県、政令市の共通認識として、近畿圏は、我が国第2の中核都市であり、我が国の発展を牽引する成長エンジンとして、ふさわしい機能集積のためのインセンティブが必要。
- 中部圏がものづくりの中核としての役割を今後も果たしていくためには、現行の枠組みを維持発展させつつ、引き続き新たな大都市圏制度の構築、運用を図っていくことが不可欠。